

近江八幡市公告

安土コミュニティエリア整備設計業務委託について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次の通り公告する。

令和6年4月24日

近江八幡市長 小西 理

安土コミュニティエリア整備設計業務委託プロポーザル募集要領

「安土コミュニティエリア整備」を実施するにあたり、設計事業者の選定方法について、技術提案書及び提案価格等により、提案価格以外の評価項目と提案価格を総合的に審査・評価して優先交渉権者を特定する「プロポーザル方式」とする。なお、本要領はプロポーザル方式による事業者の選定手続きについて、必要な事項を定めるものである。

1 件名

安土コミュニティエリア整備設計業務委託

2 業務内容

「要求水準」のとおり

3 委託金額

上限額は、434,113千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

4 参加資格

(1) プロポーザル参加者の構成に関する要件

プロポーザル参加者は、単独事業者又は異業種特定設計業務共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、次の要件を満たすものとする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 3) 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（優先交渉権者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）
- 4) 本業務の落札決定の日までに、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準

に基づく停止措置の期間中でないこと。

- 5) プロポーザルに参加しようとする者の間に資本的関係又は人的関係がないこと。ただし、協力事業者はこの限りでない。
- (2) 共同企業体については、次の要件を満たすこと。
- 共同企業体は、建築設計監理業務及び建設コンサルタント業務の 2 業種で自主的に構成された共同企業体であること。
- 1) 構成員は 2 者とする。
 - 2) 形態は、業務責任分担型（乙型）とする。
 - 3) 参加者の構成員は他の参加者の構成員になることはできない。
 - 4) 構成員は協定書を締結するものとする。
- (3) 単独事業者又は共同企業体の代表構成員が満たすべき要件
- 1) 公告日前日において、令和 6 年度近江八幡市測量及び建設コンサルタント等入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に建築設計監理業務で登録しているものであること。
 - 2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 第 1 項の規定により、一級建築士事務所として登録された者であること。
 - 3) 平成 21 年 4 月以降に完成又は着工した、延床面積 5,000 m²以上の学校教育法に規定する小学校、中学校又は義務教育学校の新築、増築、又は改築工事に係る実施設計業務を元請として完了した実績を有すること。
 - 4) 次に掲げる要件を全て満たす技術者を管理技術者として配置すること。
 - 1 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に定める一級建築士の資格を有する者
 - 2 直接的な雇用関係を有する者
- (4) 共同企業体の構成員が満たすべき要件
- 公告日前日において、有資格者名簿に建設コンサルタント業務で登録し、建設コンサルタント登録規程の都市計画及び地方計画に登録されているものであること。
- (5) 競争参加資格審査申請
- 本業務の参加希望者のうち、有資格者名簿に建築設計監理業務又は建設コンサルタント業務で登録されていないものは、次のとおり申請すること。
- 1) 提出期限 令和 6 年 5 月 8 日（水）午後 5 時まで（必着）
 - 2) 提出先「5 担当部署（プロポーザル事務担当）」
 - 3) 提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る）又は宅配便
(郵送又は宅配便による提出の場合は、事前に「5 担当部署（プロポーザル事務担当）」まで連絡すること。なお、期限までに到達しなかった場合、いかなる理由をもっても受付しない。)
 - 4) 提出書類 別途定める安土コミュニティエリア整備設計業務委託における測量、建設コンサルタント等競争参加資格審査申請書提出要項のとおり
 - 5) 競争参加資格審査申請時に発行する受領書は、申請書の内容を確認したものではない。
 - 6) 受付後、競争参加資格を審査し、資格を有すると認めたものを有資格者名簿に登録するものとして、令和 6 年 5 月 13 日（月）までに電子メールにより通知し、後日原本を郵送する。
 - 7) この申請による有資格者名簿への登録については、当該プロポーザルのみ有効とする。

5 担当部署

事業全体総括 プロポーザル事務担当	近江八幡市都市整備部 安土コミュニティエリア整備推進室 所在地：〒521-1392 滋賀県近江八幡市安土町小中1番地8 TEL：0748-36-5581 FAX：0748-46-5320 E-mail：010431@city.omihachiman.lg.jp
小学校施設関連	近江八幡市教育委員会事務局 教育総務課 TEL：0748-36-5563 FAX：0748-32-3352 E-mail：040200@city.omihachiman.lg.jp
地域防災センター関連	近江八幡市総合政策部 まちづくり協働課 TEL：0748-36-5552 FAX：0748-36-5553 E-mail：010406@city.omihachiman.lg.jp
こどもの家関連 (放課後児童クラブ)	近江八幡市子ども健康部 子育て政策課 TEL：0748-36-5524 FAX：0748-32-6518 E-mail：010432@city.omihachiman.lg.jp
土地利用(造成等)関連	近江八幡市都市整備部 安土コミュニティエリア整備推進室 TEL：0748-36-5581 FAX：0748-46-5320 E-mail：010431@city.omihachiman.lg.jp

6 優先交渉権者の特定

- (1) 本プロポーザルは、安土コミュニティエリア整備設計業務プロポーザル事業者選定委員会(以下、選定委員会という。)において、審査を実施する。
- (2) 選定方法
 - 1) 技術提案審査、ヒアリング審査及び提案価格の評価を合算した総合評価にて選定を行う。
 - 2) 総合評価点数(150点満点)で最も評価点が高い提案事業者を優先交渉権者とし、次に評価点が高い提案事業者を次点者とする。ただし、価格評価点を除く総合評定点数(130点満点)で6割に満たない場合は、優先交渉権者及び次点者として特定しない。
 - 3) 技術提案審査及びヒアリング審査における評価点の算出方法は、各選定委員による評価の平均点を算出する。
 - 4) 最高総合評価点数が同点の場合は、選定委員会で協議のうえ、優先交渉権者及び次点者を特定する。
 - 5) 参加者が1者のみの場合であっても内容の審査及び評価を行い、価格評価を除く項目が基準(合計の6割)を満たしていると判断した場合は、優先交渉権者として特定する。
 - 6) 「提案価格」の評価において、提案のあった見積書の金額が提案上限額を超えた場合は、提案は失格とし、評価の対象外とする。

7 スケジュール

(1) 公募型プロポーザルの公告

- 1) 公告日 令和6年4月24日(水)
- 2) 公告方法 近江八幡市公式ホームページ掲載

(2) プロポーザル参加に関する質問(様式7-1)

プロポーザル参加資格及び参加表明について疑義のある場合は、次により質問書を提出すること。質問事項のない場合、提出は不要

- 1) 提出期限 令和6年5月1日(水)午後5時まで(必着)
- 2) 提出先 「5 担当部署(プロポーザル事務担当)」まで
- 3) 提出方法 ファックス又は電子メール。必ず着信の確認を行なうこと。なお、期限までに到達しなかった場合、いかなる理由をもっても受付しない。
- 4) 回答日及び方法 令和6年5月7日(火)までに質問者に随時メール回答し、公式ホームページ上に質疑回答を公開する。

(3) プロポーザル参加表明書の提出

本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する場合は、必要書類を添付の上、次により提出すること。

- 1) 提出期限 令和6年5月16日(木)午後5時まで(必着)
- 2) 提出先 「5 担当部署(プロポーザル事務担当)」まで
- 3) 提出方法 持参、郵送(書留郵便に限る)又は宅配便
(郵送又は宅配便による提出の場合は、事前に「5 担当部署(プロポーザル事務担当)」まで連絡すること。なお、期限までに到達しなかった場合、いかなる理由をもっても受付しない。)
- 4) 必要書類 参加表明書 (様式9-1)
管理技術者の経歴等 (様式9-2)
各主任担当技術者の経歴等 (様式9-3)
協力事業者の名称等 (様式9-4)
上記様式にかかる添付資料
設計共同企業体協定書(案)(共同企業体の場合のみ) (様式なし)

(4) プロポーザル参加資格確認結果の通知

参加表明提出者に対し、別に規定する評価基準に照らし採点を行ない、参加資格の結果を、プロポーザル参加資格確認結果通知書(様式7-2)により通知する。

- 1) 通知日 令和6年5月21日(火)
- 2) 通知方法 電子メール並びに後日原本郵送

(5) プロポーザル関係書類提出要請書の通知

提案資格を満たしている者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書(様式7-3)により通知する。

- 1) 通知日 令和6年5月21日(火)
- 2) 通知方法 電子メール並びに後日原本郵送

(6) 質問書(様式7-4)の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書を提出すること。質問事項のない場合、提出は不要

- 1) 提出日 令和6年5月27日(月)午前9時～午後5時まで(必着)
- 2) 提出先 「5 担当部署(プロポーザル事務担当)」まで
- 3) 提出方法 ファックス又は電子メール。必ず着信の確認を行なうこと。なお、期限までに到達しなかった場合、いかなる理由をもって受付しない。
- 4) 回答日及び方法 令和6年5月31日(金) 公式ホームページにて回答

(7) 技術提案書等の提出

- 1) 提出期間 令和6年6月25日(火)～6月26日(水)午後5時まで(必着)
- 2) 提出先 「5 担当部署(プロポーザル事務担当)」まで
- 3) 提出方法 持参、郵送(書留郵便に限る)又は宅配便
(郵送又は宅配便による提出の場合は、事前に「5 担当部署(プロポーザル事務担当)」まで連絡すること。なお、期限までに到達しなかった場合、いかなる理由をもって受付しない。)
- 4) 必要書類

技術提案書	(様式11)	1部
提案様式1及び提案様式2		20部
うち1部は「正本」として、様式11、様式12と併せて袋綴じにすること。		
提案業務費総括表	(様式12)	1部
設計共同企業体協定書(共同企業体の場合のみ)	(様式なし)	1部

(8) 第一次審査結果の通知

あらかじめ定めた基準に基づいて提案書の第一次審査(書類選考)を行い、その結果を結果通知書(様式7-5)により通知する。

- 1) 通知日 令和6年7月4日(木)
- 2) 通知方法 電子メール並びに後日原本郵送

(9) 第二次審査(ヒアリング)の実施

次により提案内容に関するヒアリングを行う。

- 1) 実施日時 令和6年7月10日(水)
- 2) 実施場所 開催場所、開催時間については第一次審査後に通知する。
- 3) 出席者 配置予定技術者から4人以内とし、管理技術者及び建築(総合)主任担当技術者を含むこと。

(10) 審査結果の通知

第二次審査(ヒアリング)を行い、プロポーザルにより特定した者及び特定しなかった者に

対して、その結果を結果通知書（様式 7-6）により通知する。

- 1) 通知日 令和 6 年 7 月 17 日（水）
- 2) 通知方法 電子メール並びに後日原本郵送

8 プロポーザル事業者選定

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行う。

名 称	安土コミュニティエリア整備設計業務プロポーザル事業者選定委員会	
所掌事務	プロポーザル方式の実施、候補者等の選定、提案者の特定に関すること	
委 員	学識経験を有するもの	2 名
	安土学区地元代表	3 名
	行政関係者	3 名
	計	8 名

9 参加表明書の作成

参加表明書の様式は、別添（様式 9-1～9-4、A4 判）のとおりとする。

(1) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

1) 技術者の資格及び技術力等（様式 9-2、9-3）

管理技術者（様式 9-2）、及び各主任担当技術者（様式 9-3、各主任担当技術者ごと）について、下記に従い記載する。なお、本業務が契約に至るときは、提案した各技術者を配置すること。

1 氏名

2 所属、役職

技術者の所属する組織及び役職を記載する。

3 保有資格等

① 技術者の保有する資格のうち、「10 技術提案書の提出者を選定するための基準」における「2）資格評価表」（以下「資格評価表」という。）に記載された当該分野の資格を記載する。

② 技術者の実務経験年数を記載する。

・様式 9-2 においては、一級建築士資格をもって実務に携わった年数とする。

・様式 9-3 においては、該当する業務分野の実務に携わった年数とする。

4 同種又は類似業務の実績

該当する業務実績について、以下の項目を記載すること。

① 業務名称

② 発注者

③ 業務概要

同種、類似のうち該当するものに○をつける。また、対象施設の施設用途、規模（階層、延床面積）、構造を記載する。技術者の立場のうち該当するものに○をつける。また括弧内には関わった業務分野を記載する。

④ 施設完成年月

施設の完成年月を記載する。未完成の場合は完成予定を記載する。

※「同種又は類似業務の実績」とは、次に掲げる建築物の新築、増築又は改築工事に係る実施設計業務を完了した実績をいい、ア)、イ) のいずれの項目にも該当すること。

・同種業務の対象となる施設

延床面積が 5,000 m²以上である学校教育法に規定する小学校、中学校又は義務教育学校

・類似業務の対象となる施設

延床面積が 1,000 m²以上である地域防災センター若しくはコミュニティセンター、又は社会教育法に規定する公民館、図書館若しくは博物館等の社会教育施設

延床面積が 400 m²以上である児童福祉法に規定する放課後児童クラブ施設、保育所又は児童家庭支援センター等の児童福祉施設

ア) 平成 21 年 4 月以降に完成又は着工した施設の実績であること。

イ) 本業務において担当する業務分野での設計業務実績であること。(ただし、管理技術者としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。)

5 過去の受賞歴

過去に携わった建築設計業務のうち、受賞歴があるものについて、賞の名称、受賞年月、対象施設の名称、施設用途及び規模・構造、共同企業体の場合は構成員を記載する。なお、対象施設が完成していない場合（設計競技の入選（佳作を含む。）作品等を含む。）も対象とする。

2) 協力事業者の名称等（様式 9-4）

業務の一部を再委託する場合には、協力事業者の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入すること。(主任担当技術者の記載を求めない分野を再委託する場合においても記入すること。)

なお、土地利用設計業務等の土木関係を再委託する場合は、分担業務に適合した建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に登録しているものとし、その旨記載すること。

10 技術提案書の提出者を選定するための基準

単独事業者又は共同企業体から提出された参加表明書について、「4 参加資格」で求めた資格要件に合致することを確認し、更に次の評価項目について、技術者の配置、技術力を採点し、35点以上を有する者に対し、技術提案書の提出を求めるものとする。

また、結果通知については、「7 スケジュール (4)」に基づき、プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式 7-2）によって通知する。

(1) 基礎評点の評価項目、判断基準、評価のウェイトは以下のとおりである。

1) 評価基準項目

評価項目	評価の着眼点			評価のウェイト		
	判断基準					
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者		/	
			主任担当技術者	建築(総合)		4
				構造		2
				電気		2
機械	2					
技術力	同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び件数、携わった立場)	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価 ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに順ずる立場 ②主任技術者又はこれに順ずる立場 ③担当技術者又はこれに順ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任技術者又はこれに順ずる立場 ②担当技術者又はこれに順ずる立場	管理技術者		8	
			主任担当技術者	建築(総合)	6	
				構造	3	
				電気	3	
機械	3					
	経験年数	実務経験年数を評価する。	管理技術者		4	
			主任担当技術者	建築(総合)	3	
				構造	2	
				電気	2	
機械	2					
過去の受賞歴				4		
基礎評点 合計				50		

2) 資格評価表

分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する。）
建築(総合)	① 一級建築士 ② 二級建築士
構造	① 構造一級建築士 ② 一級建築士
電気	① 設備設計一級建築士 ② 建築設備士、一級建築士 ③ 一級電気工事施工管理技士
機械	① 設備設計一級建築士 ② 建築設備士、一級建築士 ③ 一級管工事施工管理技士

評価項目	評価の着眼点			評価のウェイト	評価点（掛率）						計				
	専門分野の技術者資格	判断基準 各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者		一級建築士が必須条件										
資格						主任担当技術者	建築（総合）	4	元請	同種	一級建築士	1.0	二級建築士	0.4	
	構造	2	構造一級建築士				1.0	一級建築士			0.4				
	電気	2	設備設計一級建築士				1.0	建設一級建築士			0.8	一級電施	0.4		
	機械	2	設備設計一級建築士				1.0	建設一級建築士			0.8	一級管施	0.4		
技術力	同種又は類似業務の実績 （実績の有無及び件数、携わった立場）	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価 ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに順ずる立場 ②主任技術者又はこれに順ずる立場 ③担当技術者又はこれに順ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任技術者又はこれに順ずる立場 ②担当技術者又はこれに順ずる立場	管理技術者	8		協力事業者	類似	0.7	管理技術者	1.0	主任技術者	0.8	担当技術者	0.3	
				主任担当技術者	建築（総合）				6	管理技術者	1.0	主任技術者	1.0	担当技術者	0.3
					構造				3	管理技術者	1.0	主任技術者	1.0	担当技術者	0.3
					電気				3	管理技術者	1.0	主任技術者	1.0	担当技術者	0.3
					機械				3	管理技術者	1.0	主任技術者	1.0	担当技術者	0.3
経験年数	経験年数を評価する。	管理技術者	4		0.8		23～	1.0	18～22	0.9	13～17	0.7	～12	0.6	
			主任担当技術者	建築（総合）			3	13～	1.0	8～12	0.8	5～7	0.6	～4	0.5
				構造			2	13～	1.0	8～12	0.8	5～7	0.6	～4	0.5
				電気			2	13～	1.0	8～12	0.8	5～7	0.6	～4	0.5
				機械			2	13～	1.0	8～12	0.8	5～7	0.6	～4	0.5
							2								
受賞歴				4		複数の受賞	1.0	受賞1回	0.5	受賞なし	0				
合計				50		総計									

注：建設：建築設備士 一級電施：一級電気工事施工管理技士 一級管施：一級管工事施工管理技士

管理技術者：契約の履行に関し、設計業務の管理統括を行う者をいう。

主任担当技術者：担当業務に精通し、設計の重要部分について担当する者をいう。

1 1 提案の内容並びに評価配点

要求水準に基づき、性能、機能、技術等の提案を求める。

提案の内容は、下記の記入要領によるものとし、様式 11 並びに提案様式 1 及び提案様式 2 をそれぞれ作成すること。

評価点の算出に当たっては、表 11-1 提案評価配点表の提案の各大項目の配点に、追加評価項目としてヒアリングによる配点を加えて行う。各項目の評価は 5 段階評価方式で行う。

(1) 提案様式 1 【安土コミュニティエリア全体の配置計画・外観デザイン】について

1) 配置計画について

- ・ 全体配置図を記載すること。なお、安土コミュニティエリア構想配置図から変更した点について特出すべき点を記載すること。
- ・ 適宜提案のポイントを引き出し線にて注記してよい。
- ・ 「提案内容」欄には、配置計画に関する提案の内容を、簡潔に記載すること。
- ・ 施設の共用化について特出すべき点を記載すること。

2) 施設間連携について

- ・ 防災拠点として配慮した点、特出すべき点を記載すること。
- ・ 非常時だけでなく平常時も踏まえた施設間連携について記載すること。

3) 外観デザインについて

- ・ 完成イメージ図等を用いてエリアの全体像を記載すること。
- ・ 部分的な詳細図、透視図を記載してもよい。
- ・ 適宜提案のポイントを引き出し線にて注記してよい。
- ・ 「提案内容」欄には、外観デザインに関する提案の内容を、簡潔に記載すること。

4) ライフサイクルコストの低減等について

- ・ 維持管理の効率化などランニングコストの低減について記載すること。
- ・ 施設の長寿命化を図るうえで取り入れる機能や長寿命化に寄与する標準的な改修計画についても記載すること。
- ・ 本施設に取り入れる再生可能エネルギーとその効果について記載すること。

5) 工期短縮について

- ・ 工期短縮につながる具体的な提案について記載すること。

6) 記載上の注意点

- ・ 図については、フリーハンドも可とする。
- ・ イメージを表現するための写真の添付も可とする。
- ・ 事業者名等の表示及び提案者が特定できる表現はしないこと。
- ・ A3 版 2 枚以内にまとめること。
- ・ 文字は注記等を除き、本文は 10 ポイント以上の大きさとする。
- ・ 提案内容が特にない場合は、「提案内容」欄に「提案なし」と必ず記載すること。

(2) 提案様式 2 【平面計画・各室計画】

1) 平面計画について

- ・ 施設（小学校・地域防災センター・こどもの家）ごとの各階平面図を記載すること。

- ・ 施設内での機能の互換性や連携及び共用化について特出すべき点を記載すること。
- ・ 施設管理における効率性と容易性について特出すべき点を記載すること。
- ・ 児童が減少したときの空室の有効利用について、配慮した点、特出すべき点を記載すること。
- ・ 部分的な詳細図等を記載してもよい。
- ・ 適宜提案のポイントを引き出し線にて注記してよい。
- ・ 「提案内容」欄には、平面計画に関する提案の内容を、簡潔に記載すること。

2) 各室計画について

- ・ 主要な諸室についての計画内容を記載すること。
- ・ 部分的な詳細図・透視図を記載してもよい。
- ・ 「提案内容」欄には、各室計画に関する提案の内容を、簡潔に記載すること。

3) 記載上の注意点

- ・ 図については、フリーハンドも可とする。
- ・ イメージを表現するための写真の添付も可とする。
- ・ 事業者名等の表示及び提案者が特定できる表現はしないこと。
- ・ A3版で小学校分として2枚以内、地域防災センター、こどもの家分として1枚以内、計3枚以内でまとめること。
- ・ 文字は注記等を除き、本文は10ポイント以上の大きさとすること。
- ・ 提案内容が特にない場合は、「提案内容」欄に「提案なし」と必ず記載すること。

表 11-1 提案評価配点表

	第一次評価項目		評価の視点	配点
	大項目	小項目		
提案様式 1 2枚以内	配置計画	周辺環境	生活道路・通学路への配慮 線路・高架道路からの影響	10
		屋外教育環境・校庭	アプローチ・緑地・あそび場 視認性・防犯	
		建物配置	各施設の用途に沿った規模・配置 施設の共有化	
	施設間連携	非常時の連携 平常時の連携	防災拠点としての機能連携（現地 本部・中期的避難対応） 平常時の各施設間の連携、アクセ シビリティ 地域と児童の交流	10
外観デザイン	景観への配慮、調和	安土城跡の周囲に広がる田園風景 との調和 地域に調和したスケール感 学校の顔、地域の顔	10	

		ライフサイクルコストの低減等	ライフサイクルコスト低減 長寿命化 エコ・環境配慮	ランニングコストの低減 施設の長寿命化 再生可能エネルギー	10	
		工期短縮	工期短縮	提案の具体性・有効性	5	
提案様式2 3枚以内	小 学 校	平面計画	動線計画	分かりやすさ 安全性	20	
			ゾーニング 空間構成	地域開放ゾーン 魅力的な空間づくり 将来を見据えた空室利用 施設管理における効率性と容易性		
		各室計画	教室・教室まわり	学習意欲のわく環境づくり フレキシブルで多様な利用 学校の中心、異学年交流	20	
	管理諸室 保健・相談		機能性・視認性 休憩、リラックス 児童・来客・保護者対応、受付			
	特別教室、屋内運動場、多目的大ホール、プール 生活諸室		情操教育、環境教育、地域開放 ものづくり、体験活動 雰囲気づくり 屋内運動場の機能向上 トイレ、水場、昇降口、廊下			
	地域防災センター	平面計画	動線計画	様々な利用者に対する安全性と利便性への配慮 利用者間の交流創出の工夫 消防団活動	15	
			ゾーニング 空間構成	施設管理における効率性と容易性 多目的かつ弾力的利用が可能な空間配置 開放的で入りやすい意匠や工夫		
			課題・ニーズに対する提案	災害時の機能転換 コミュニティ活性化、地域ニーズに応える計画 地元との協働の考え方、方法、効果的な進め方		
		いごもの家	平面計画	ゾーニング 空間構成	各室の配置、リラックス、休息、広さ、明るさ、機能性、安全性	10
	計5枚以内				技術提案審査評価点合計 (G)	/110

第二次評価項目				
ヒアリング	ヒアリングによる評価		取り組み意欲 業務理解度 コミュニケーション能力等	10
	総合評価	全体を通じた印象、魅力的な提案、実現したい提案		10
ヒアリング審査評価点合計 (H)				/20
総計				/130

段階評価方法

評価	評価の程度	評価点化
5段階		5段階
A	優れている	配点×1.00
B	やや優れている	配点×0.75
C	普通である	配点×0.50
D	やや劣っている	配点×0.25
E	劣っている	配点×0.00

1 2 総合評価の方法

総合評価は加点方式とし、下記の方法によって算出するものとする。

なお、各得点は、小数点第三位以下を四捨五入し、小数点第二位までの値とする。

(1) 価格の評価 (満点 20 点)

価格評価点 $PR = 20 \times (\text{最低提案価格} / \text{提案価格})$

提案価格：様式 12 において記載した設計費の合計とする。

最低提案価格：各提案者のうち、最低価格にて提案された額とする。

(2) 総合評価の方法

総合評価は、価格評価点 (PR)、技術提案審査評価点合計 (G) 及び、ヒアリング審査評価点合計 (H) を合計した総合点で行うものとする。

1 3 契約

本プロポーザルにより特定した優先交渉権者を相手方として地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、本市で定める予定価格以内で、本市が作成した契約書によって随意契約を行うものとする。(提案価格を上限として契約交渉を行う。)

また、優先交渉権者に特定されたことをもって、市は提案されたすべての内容の契約を保証するものではなく、提案書の全ての内容に拘束されるものではない。

なお、辞退若しくはその他の理由で契約ができない場合は、次点者と契約の交渉を行うものとする。

14 その他

- (1) プロポーザル参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 無効となるプロポーザル、失格となる提案者
 - 1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - 2) 指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - 3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - 4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - 5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - 6) 虚偽の内容が記載されているもの
 - 7) 本プロポーザルに関して選定委員会委員、その関係者との接触があった者
 - 8) ヒアリングに出席しなかった者
 - 9) 各施設への無断立ち入り及び施設関係者との接触が判明した者
- (3) 提出書類の取扱い
 - 1) 提出された書類は、設計事業者選定の目的以外に提出者に無断で使用しないものとする。
 - 2) 提出された書類は、公正性、透明性を期すために、関連規定等に基づき公開することがある。
 - 3) 提出された書類は、設計事業者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
 - 4) 書類提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
 - 5) 提出された書類は返却しない。
 - 6) 電子メール等の通信事故、郵送及び宅配などの事故について、本市はいかなる責任も負わない。
 - 7) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(4) 別途発注業務

本業務の完了後、工事監理業務の別途発注を予定している。

当該業務については、必要とする予算が当市議会にて可決された場合、業務の取り組み姿勢や遂行状況を勘案のうえ、本業務を受託した事業者と随意契約により契約を締結する予定であり、本業務に精通するものを管理技術者として配置すること。

なお、当該業務の予算が成立しない場合は発注しないものであるが、本件に係る損害について、本市はいかなる責任も負わない。